

【行政財産使用手続きについて】

以下の手続きは、県立高校の施設を使用する際に必要になります。会場校になった部顧問の方は、確実に手続きをお願いいたします。

- ①県協会 U18 ホームページのダウンロードコーナーから、「県立高校用施設借用願」をダウンロードし、必要事項を入力する。（赤字のところを各高校用に変更してください）入力 completedしたらプリントアウト。
- ②添付書類の図面については、各高校の事務と相談してください。リーグ戦は、使用料は発生せず、「管理費」のみの支払いとなります。時折事務が間違えることがありますので、ご注意ください。
- ③「行政財産使用許可申請書（県立高校用施設借用願）」と添付書類をそろえて、事務にご提出ください。
- ④事務から、施設の使用を認める「承認書」と「納付通知書」が、部顧問の方に渡されます。それらすべてをリーグの会計担当者にお渡しください。（管理費の支払い期限がありますので、速やかに担当者にお渡しください）
- ⑤会計担当者は、納付通知書を銀行等の窓口を持っていき、各リーグの分配金から支払いをしていただきます。
- ⑥支払いが済み次第、試合日ごとに「承認書」と「納付通知書」を速やかに県協会に郵送してください。

体育館にかかる費用等も、すべてリーグの中で精算をしていただきます。会場校および会計担当の部顧問の方、皆様にご協力いただき、各リーグで運営をお願いいたします。

ご不明な点があれば、U18 総務：福井 恵梨（岐阜総合学園高校）までご連絡ください。